

令和3年3月10日（水）午前9時30分より、3月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場3階大会議室にて開催した。

議題 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）
議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転について（推進機構）
議案第4号 あっせん申し出について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
報告第2号 農地改良行為届について
その他

次回農業委員会開催期日 （予定）令和3年4月9日（金） 午後2時30分より

【出席委員】 1番 溝上勝久 2番 長野信光 3番 白石和寿 4番 手嶋竜一
5番 黒岩正秋 6番 棚町豊 7番 中原 實 8番 牟田直行
9番 中村順治 10番 樋口安子 11番 柳 繁彰
12番 秋吉一男 13番 平田美穂 14番 井口正信 15番 廣瀬重徳
16番 棚町貞良 17番 今村敏和 18番 河野政之 19番 松本清美

事務局 佐々木 大輔 野口 福恵 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は16番、17番の方をお願いします。

事務局 野口 （付議事項の朗読）

付議事項 （議事録署名委員の指名16番、17番）

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 ほか5名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏 より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転について（推進機構）

議案第4号 あっせん申し出について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

報告第2号 農地改良行為届について

その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は自己用住宅の敷地拡張（露天駐車場）になります。
申請地は、10ha以上の広がりのある農地になりますので第1種農地判断となります。雨水は自然流下により北側道路の側溝に流れるそうです。被害防除措置としてはコンクリートブロック4段が設置されています。始末書付きのため資金計画、見積書はありません。30年程前に申請人が塾を経営されており、申請地は送迎用の駐車場として利用されていたそうです。現在は宅地部分が2世帯住宅となっており、車を置いておくスペースがないため、申請地を駐車場として使用されています。相続等の問題があり申請が遅れてしまっていたとのこと。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

12番 秋吉委員 特にありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。僕から一言よいですか。始末書がついていますが、本人同士が納得したうえでやってしまったという内容ではなく、本当は農地を使ってしまっていたからごめんなさいでなければ農業委員会に対しての通用はしないと思われま。それでは採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条2番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は自己用住宅になります。
申請地は、役場から300m以内に位置するため、第3種農地判断となります。雨水は東側に側溝を新設し、既設水路に放流となっております。なお、上下水道は道路に埋設されており既存の管に接続する計画です。被害防除措置としては周囲にコンクリートブロック2段～5段を設置する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

1番 溝上委員 特にありません。去年の8月に地区除外で通っている案件になります。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。

8番 牟田委員 南側には既にコンクリートブロックが設置されているみたいですが、それをそのまま利用されるのでしょうか。共有されたりするのでしょうか。

事務局 辻 既設のコンクリートブロック5段の隣に2段を新設する計画となっております。

議長 柳 他にご質問等はありませんか。それでは採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条3番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は自己用住宅になります。
申請地は、都市計画法の用途地区内の準住居地域で第3種農地判断となります。雨水は壁際にVU管を通し、北側の道路側溝に放流し、下水道は東側道路に埋設されており、既存の管に接続する計画です。なお、上水道も東側道路に埋設されているものの、管が小さくこれ以上接続できないため、北側の親の敷地を通し、北側道路に埋設されており、既存の管に接続されるそうです。被害防除措置としては、L型擁壁を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

15番 廣瀬委員 特にありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。
それでは、議案第1号4番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条4番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は車庫になります。
申請地は、10ha以上の広がりのある農地になりますので第1種農地判断となります。現在車庫がある部分が道路拡幅により収用されてしまうため、隣接する申請地に車庫を新設する計画です。雨水は北側の水路へ放流する計画です。被害防除措置としては、L型擁壁を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

15番 廣瀬委員 特にありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。
それでは、議案第1号5番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条5番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は宅地分譲（22区画）になります。
申請地は、都市計画法の用途地区内の第二種低層住居専用地域で第3種農地判断となります。宅地との一体利用での計画となります。草木が生い茂っており、遊休農地となっておりましたが、現在は更地となっております。雨水は全て南側の水路に放流されることとなりますが、水路の負担を軽減するために、各住宅に集水桝を設け、北側の側溝に流すものと、西側の水路に流すものと分けて、時間差で流す計画となっています。上下水道は道路に埋設されている既存の管に接続する計画です。被害防除措置としては、L型擁壁とコンクリートブロックを新設する計画です。資

金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

6番 棚町委員 別にございません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ私から質問したいのですが、緩衝地や緑地を作らないといけない家とかあると思いますが、その面積はどれくらいから必要となるのでしょうか。

事務局 辻 町の開発だと3,000㎡からだと思われます。

議長 柳 集水池は何㎡から必要となるかはわかりますか。これは緩衝地を作らなくても良いのでしょうか。図面だとこれ以上何か作れる余裕がないかと思われませんが。

事務局 辻 開発担当の建設課に確認しておきます。

議長 柳 常設審議会で質問されるかもしれませんので、事前に確認をお願いします。

4番 手嶋委員 図面の転用申請地に入っていない家の南側にある番号がついてないところは何でしょうか。それが緩衝地となっているのではないのでしょうか。

議長 柳 確かにこれが緩衝地になりますね。他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。それでは、議案第1号6番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条6番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は駐車場と倉庫の敷地拡張になります。

申請地は、宅地に囲まれており、第1種及び第3種農地の要件に該当しないため、第2種農地判断となります。宅地と山林部分も含めての一体利用となります。分筆をされた農地の残地については、売買の3条申請が今回の議案にあがっております。雨水は西側の道路側溝へ放流する計画です。被害防除措置としては、L型擁壁を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

16番 棚町委員 特にありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第2号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 畑1筆1,429㎡の売買で72万円となっています。

議長 柳 皆さん方からご質問はありませんか。そもそもこれは個人で買えるのでしょうか。

事務局 野口 法人の構成員であるため、法人の耕作面積が適用されます。

議長 柳 この農地は元々法人の中に入っているやつですか。以前入ってなかったら農地は買

えないと言われていたかと思いますが。大丈夫ですか。

事務局 野口 だめですね。本人の耕作面積が5反以上になれば買うことができないですね。

議長 柳 法人の名前で買うことはできるのですが、個人として買うことはできないですよね。

事務局 野口 中間管理を通して個人が買った場合は必ず法人に貸さなければなりません。

議長 柳 個人で買って法人に貸すということであれば問題ないという訳なのですね。なおかつ個人で買うには買う面積と合わせて5反以上自分の経営面積を持っておかねばならないと。

今回のケースは個人が買って問題がないのかきちんと確認していただけますか。それで問題がなければ許可相当としてもよろしいですか皆さん。もし問題があるようであれば来月の総会で再審議という形にしたいと思います。ありがとうございます。

18番 河野委員 我々も農地の売買についてよく分かってない部分がありますので、次回分かりやすく説明をしていただきたいです。

事務局 野口 分かりました。

議長 柳 続きまして、議案第3号の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 1番については、田3筆2, 114㎡の売買で1, 078, 140円になります。

2番については、田1筆2, 972㎡の売買で2, 142, 200円になります。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第4号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 1番については1, 060㎡の田1筆の貸借希望です。

議長 柳 説明が終わりました。

皆さんから何かありませんか。

あっせん委員は長野委員と平田委員と牟田委員の3名をお願いします。

続きまして、2番の説明をお願いします。

事務局 野口 2番については、①3, 836㎡の田②788㎡の田③727㎡の田の3筆の貸借希望です。

議長 柳 説明が終わりました。

皆さんから何かありませんか。

6番 棚町委員 元々貸し借りしていたのを解約されて新しい人を探してくれというものです。解約された方なのですが、作りやすいところは自分に残しといて、悪いところだけ解約してあっせんを出されています。良いところも一緒であればまだ借りる人もいるか

もしれませんが、悪いところだけ探してくれと言われても見つけられんですよ。基盤整備されたところを借りて、それで手が回らなくなったところを解約してるみたいです。

議長 柳 なかなか難しいですね。こちらで判断できることではありませんし。色々問題があるかと思いますが、仕事の一部と考えて頑張ってください。それしか言えません。あっせん委員は廣瀬委員と中村委員と井口委員の3名をお願いします。続きまして、3番の説明をお願いします。

事務局 野口 3番については、①710㎡の田②1, 569㎡の田③1, 082㎡の田④90㎡の田⑤463㎡の田⑥701㎡の畑の6筆の売買希望です。

議長 柳 説明が終わりました。
皆さんから何かありませんか。

2番 長野委員 高食の業者の方が所有していた農地ですか。

事務局 野口 そうです。

議長 柳 あっせん委員は長野委員と平田委員と牟田委員の3名をお願いします。続きまして、4番の説明をお願いします。

事務局 野口 4番については1, 620㎡の田1筆の売買希望です。

議長 柳 説明が終わりました。
皆さんから何かありませんか。

13番 平田委員 先月あっせんが出されていた方の追加分になります。利用権設定を組んできちんと耕作されておりましたが、売買希望のために解約の書類を持ってこられました。しかし、雨で浸かってしまう地域になりますので、買い手は見つかっておらず、借りるだけなら可能性があるかもといったところなんです。そのため、今解約してしまうと買い手が見つかるまで面倒を見る方がいなくなってしまうため、解約は買い手が見つかってから提出してもらおうようにと事務局に連絡をして対応しております。

議長 柳 あっせん委員は長野委員と平田委員と牟田委員の3名をお願いします。続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約がっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。それでは報告第2号の内容説明をお願いします。

<事務局 報告第2号 農地改良行為届について説明>

事務局 野口 以上のように改良行為がっておりますので、担当委員は確認をお願いします。

議長 柳 それではこれで全ての議事の審議を終わります。